

JILPT 資料シリーズ

No. 63 2009年12月

# 欧米諸国における最低賃金制度Ⅱ — ドイツ・ベルギー・アメリカの動向 —



独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
The Japan Institute for Labour Policy and Training

# 欧米諸国における最低賃金制度Ⅱ

—ドイツ・ベルギー・アメリカの動向—

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

## まえがき

近年の経済のグローバル化や市場経済の競争激化に伴い、多くの国で社会的セーフティネットの一つである最低賃金制度の重要性が増している。

当機構では、2007年にアメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・オランダの5カ国を対象に、最低賃金制度の概要及び最低賃金の状況等について調査を行い、その成果を資料シリーズNo.50「欧米諸国における最低賃金制度」（2008）として取りまとめ公表した。同調査では、対象国の最低賃金制度の枠組及び最低賃金の状況についてできるだけ共通項目に整理し各国比較を可能なものとし、また最低賃金制度を巡る最新の議論を幅広く紹介した。

2008年には、2007年調査を踏まえ、新たな制度の導入議論が続いているドイツと、2007年と2008年に連邦最低賃金の引き上げのあったアメリカについてその効果及び影響を調べるため、再び取り上げ調査を実施することとした。さらに、ベルギーの最低賃金制度を取り上げた。ベルギーは欧州諸国の中でもオランダやフランスとともに最低賃金水準の高い国であるが、その内容は日本ではあまり知られていない。そこでベルギーの最低賃金の制度の概要を本報告書では紹介した。

我が国の最低賃金制度は、低賃金労働者の労働条件の下支えとして十全に機能するよう、最低賃金法が改正されたところであるが、今後の最低賃金の引き上げに関しては中小企業の生産性向上などとの関係を踏まえて更なる議論がなされることとなっている。こうした中で、諸外国の最低賃金制度の動向を正確に把握しその内容を分析していくことは、我が国の最低賃金制度のあり方に関する議論に大いに参考になると思われる。

本資料が、我が国の最低賃金に関する議論を行う際の一助になれば幸いである。

2009年12月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 稲 上 毅

## 執筆担当者

氏名	所属	
まつお よしひろ 松尾 義弘	元労働政策研究・研修機構 主任調査員	序章・第2章
えびすい みなわ 戎居 皆和	元労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第1章
きたざわ けん 北澤 謙	労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第3章

欧米諸国における最低賃金制度Ⅱ  
—ドイツ・ベルギー・アメリカの動向—

目 次

まえがき

序章	1
第1節 調査の趣旨	
第2節 調査の方法	
第3節 本調査の位置づけ	
第4節 概要	
第1章 ドイツにおける最低賃金設定制度：協約自治の補完システムとしての制度	5
第1節 最低賃金設定の新たな枠組み	5
第2節 最低賃金制度導入の背景要因	13
第3節 労働者送り出し法適用の2業種の状況	40
第4節 最低賃金をめぐる見解～ヒアリング結果から	44
第5節 まとめ	64
付属資料	71
第2章 ベルギーの最低賃金制度	93
第1節 最低賃金制度	93
第2節 最低賃金の状況	98
第3節 最近の最低賃金を巡る議論等	99
第3章 アメリカの最低賃金の最新動向—連邦最賃引き上げの影響と地域別最賃—	101
第1節 2007年と2008年の引き上げの影響	101
第2節 州別最賃の役割と影響	114
第3節 地域最低賃金制度をめぐる議論（リビングウェイジ条例）	117

## 序 章

### 第 1 節 調査の趣旨

わが国の最低賃金制度は低賃金労働者の労働条件の下支えとして十全に機能するよう、2007年12月に所要の法改正が行われた。今後の最低賃金の引き上げに関しては、中小企業等の生産性の向上との関係を踏まえながら議論をすすめていく必要がある。こうした最低賃金の議論に際しては、分析の比較対象として欧米諸国におけるシステムや動向を理解することが有益である。本調査は、欧米諸国の最低賃金制度の現況とその背景や動向について情報収集し、政策の企画立案に資することを目的に実施した。

### 第 2 節 調査の方法

#### (1) 調査対象国：

ドイツ、ベルギー、アメリカ

#### (2) 文献調査：

現在の状況を把握するために国内外の主に邦文、英文の既存の文献の調査を実施

#### (3) 有識者からの情報収集：

各国の制度、法的枠組みを把握するために専門家から最新の情報を聴取するための研究会を実施

#### (4) 現地調査：

既存の文献と専門家からの情報収集を踏まえて、ドイツとアメリカにおいて政労使など関係機関でのインタビュー調査を実施。

#### (5) 現地調査の実施時期：

2009年1月～2月

### 第 3 節 本調査の位置づけ

当機構では、本調査に先立つ2007年にアメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・オランダの5カ国を対象に、最低賃金制度の概要及び最低賃金の状況等について調査を行い、その成果を資料シリーズNo.50「欧米諸国における最低賃金制度」(2008)として取りまとめ公表した。同調査では、対象国の最低賃金制度の枠組及び最低賃金の状況についてできるだけ共通項目に整理し各国比較を可能なものとし、また最低賃金制度を巡る最新の議論を幅広く紹介した。

2008年の本調査は、2007年調査を踏まえ、新たな制度の導入議論が続いているドイツと、2007年と2008年に連邦最低賃金の引き上げのあったアメリカについてその効果及び影響を調べるため、再び引き上げ調査を実施することとした。ドイツでは、2007年6月に連立政権内において、新たな最低賃金制度の導入枠組として労働者送り出し法の適用業種拡大および最

低労働条件法の現代化による最賃設定が合意された。しかし、その後提案された両法の改正案を巡っては連立政権内で熾烈な議論が繰り広げられ、閣議決定をはじめ最終決着は2008年度に持ち越されることとなった。そこで2008年の議論の行方を追うとともに、現地ヒアリングを行い新たな最低賃金制度に対する各界の見解、評価を幅広く調査することとした。また、アメリカについては、2007年7月に約10年ぶりとなる連邦最賃の改定が行われ、2008年7月及び2009年7月にも段階的に引き上げが行われることとなった。そこで、2007年及び2008年の連邦最賃の引き上げの賃金及び雇用機会に及ぼす影響について現地調査を行うこととした。加えて、州別最賃の状況及び近年全米各地で広がりを見せているリビング・ウェイジ（生活賃金）の動向についても今回調査を行うこととした。さらに、今回新たにベルギーの最低賃金制度について取り上げている。ベルギーは欧州諸国の中でもオランダやフランスとともに最低賃金水準の高い国である。最賃の水準が労使合意の団体協約によって物価上昇にリンクするかたちで決定する一方で、ベルギー企業の競争力を保護する目的で政府が最賃引き上げを抑制することが認められている。あまり知られていないベルギーの最低賃金であるが、制度の概要とともに引き上げメカニズムを明らかにした。

## 第4節 概要

### 1 ドイツ——協約自治システムを補完する新たな最低賃金制度の構築

本編では、連立政権内で熾烈な綱引きが繰り広げられた結果成立した改正労働者送り出し法および改正労働条件法の内容を紹介するとともに制度構築に至った背景要因を探り、さらに政労使および学識者等の見解を基に今後の展望をまとめている。

労使自治を尊重するドイツでは、労働協約によって業種など部門ごとの賃金の下限が決められてきたが、近年の労組組織率の低下に伴い労働協約による伝統的な賃金規制の形骸化が目立つようになり、協約自治では対処しきれない低賃金労働者の増加や格差問題への政策対応として新たな最低賃金制度の導入問題が主要課題として浮上してきたところである。2005年に成立した連立政権内では、全国一律の法定最低賃金制度の導入を求める社会民主党（SPD）と雇用への影響からこれに反対するキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）の間で激しい綱引きが展開された末、2008年7月によりやく、妥協案として、全国一律ではなく、部門ごとの規制を前提とする2つの最低賃金設定の手法を定めた法案——改正労働者送り出し法および改正労働条件法を閣議決定した。

前者は1996年に制定された労働者送り出し法の適用業種の拡大によるもので、労働者の50%以上に適用される労働協約を持つ業種を対象に最賃を導入する方法である。労働者送り出し法は、もともとは外国企業がドイツに派遣する労働者への賃金ダンピングを防止するため、建設業をターゲットとして1996年に制定されたものである。労働協約法に基づく一般的拘束力宣言を出すためにはハードルが高いとされる協約委員会の同意が条件となるが、労働者送り出し法では、この同意が得られなくとも最賃を強制適用することが可能となる。後者

は、最低労働条件法の改正により 50%未満の業種に最低賃金を設定する方法である。1952年に制定された同法は、協約が存在しないか、適用される労働者が少数の部門の労働条件規制を定めているが、これまで適用実績がなかったため、これを活性化し、最低賃金を設定していくものとしている。政労使で構成される中央委員会が最低賃金決定の必要性を判断した場合、専門委員会が具体的な最賃額を提示し、連邦労働社会省がこれに同意した場合、連邦政府が当該最賃を法規命令として発する仕組みとなっている。

以上の改正法案は、その後いくつかの修正が施されたのち、2009年2月28日に連邦議会（上院）を通過し、改正法が成立した。

今回の措置により、ドイツでは、従来から存在する労働協約法の一般的拘束力宣言制度と併せて、最賃設定手法が全部で3つ存在することになった。なお、改正論議で最大の争点となった労働者派遣業については労働者送り出し法の適用対象外となった。そのため、連邦労働社会省は派遣業の最賃について労働者派遣法により個別に規制する代案を検討中とされるが、具体的な内容は今後の検討に委ねられることとなっている。

## 2 ベルギー——物価上昇にリンク、競争力保護目的のため過度の賃上げは抑制

ベルギーの最低賃金は、欧州主要国の中でもオランダやフランスとともに最低賃金水準の高い国である。本編では、法定ではないが全国一律の最低賃金の役割を持つ、RMMMGと呼ばれる最低賃金を中心に制度概要を紹介している。

ベルギーの最低賃金は、労使の団体が締結する団体協約に基づき設定されており、全職種を対象に中央団体協約で設定される全国一律のRMMMGと呼ばれる最低賃金と業種別の労使協議会が設定する最低賃金の2種類がある。

RMMMGは、各種社会保障給付と連動しており、労働者とその家族の標準的な生活水準を維持するに足るものとするものとされており、これは隣国のオランダの最低賃金の考え方に通じるものである。オランダと同様に特色として年齢による減額（20歳94%～16歳70%）があるが、加えてRMMMGには経験による加算が設定されている。

現行の水準では、2008年10月1日から適用されているRMMMGは21歳以上：1,387.49ユーロ、21歳6カ月以上で6カ月の職務経験者：1,424.31ユーロ、22歳以上で12カ月の職務経験者：1,440.67ユーロとなっている。なお、RMMMGと平均賃金との関係では、2006年の数値で44.6%となっている。

RMMMGの改定方法は、①2年ごとに行われる労使の中央交渉で検討される方法、②物価指数に連動する方法の二通りで実施される。ベルギーでは一般に、RMMMGはもとより賃金全般については原則労使合意に委ねられているが、いわゆる「競争力法」により政府介入が認められている。競争力法は、ベルギー企業の競争力を保護するために、ベルギー国内の賃金の変化率（上昇率）をその主たる通商相手国、すなわち、フランス、ドイツ、オランダの賃金の上昇率と整合させることを目的としており、これらの国の賃金の平均上昇率を上回

ることが認められない。つまり、物価上昇分とその他の賃上げの合計がその一定限度額を超えることは認められないという制度となっている。

なお、業種別の最低賃金も同様にインデックス及び団体交渉を通じて引き上げが行われる。

### 3 アメリカ——約10年ぶりとなる連邦最低賃金の引き上げの影響分析

約10年ぶりとなる連邦最低賃金の引き上げは、3段階に分けられ、まず2007年7月に70セント引き上げが行われ、次いで2008年7月、2009年7月にそれぞれ70セントの引き上げが行われることとなった。合計で時給5.15ドルから7.25ドルまでに引き上げとなる。本編では、2007年と2008年の引き上げの効果あるいは影響を調査報告することをねらいとしたが、政労使等へのヒアリング結果は、引き上げ後間もないことから当該分野の専門家の研究成果がほとんど示されていないため今回の引き上げの影響を判断することは難しいとする意見が多勢であった。2008年秋に発生した金融危機の影響など最賃引き上げとは異なる要因が並存したこともその一因と考えられる。アメリカ労働省の統計データの分析では、前回の1997年の引き上げ以降、低下傾向にあった最賃以下の労働者割合が前年の2.2%から2007年2.3%とわずかに上昇し、2008年には3%に達した。産業別では、卸・小売業及び教育・健康サービスの増加率が著しい。さらに、アメリカでは、多くの州が州別最賃を設定しているが、一方で州最賃の設定のない州も存在する。また州別最賃を連邦最賃と同水準に設定している州も少なくない。そこで、州最賃設定タイプ別に賃金水準の変化率の比較を試みている。2007年7月の引き上げの影響が反映されたと考えられる2007年—2008年の賃金水準の分析結果は、最賃規定がない州や連邦最賃と同額規定の州——つまり、連邦最賃の引き上げの影響を直接受けると考えられる州——と連邦最賃よりも高く州別最賃を設定する州の比較では明らかな違いはみられなかった。これは州最賃を連邦最賃より高く設定している州の多くが連邦最賃の引き上げに伴い州最賃をさらに引き上げたことを示唆するものと考えられる。

また本編では、連邦および州最賃が低い水準に据え置かれるなか、市や郡レベルで条例により設定されているリビングウェイジ（生活賃金）について紹介している。リビングウェイジとは、自治体が役務契約を結ぶ企業等に対してその雇用する労働者に家族を養い最低限の市民生活を送ることができる賃金の支払いを義務づけるもので、通常連邦最賃や州最賃を上回る額の賃金支払いを条例で定めている。連邦および州最賃の水準ではフルタイムで就労したとしても最低限の生活すら維持できないという問題意識から、労組や低所得層問題に取り組む非政府団体の運動によって広まっていった制度である。近年制定する自治体が増加しており、2007年現在で140を超える自治体で制定されている。リビングウェイジは州最賃を引き上げる運動として進められているとする意見があるが、これを支持するデータとしては年間の条例制定がピークとなった2001年以降、州別最賃の平均額が連邦最賃を上回って推移していることがあげられる。